

函館商工信用組合の現況

平成 25 年度 第 58 期



函館商工信用組合

■ごあいさつ

みなさまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心からお礼申しあげます。

このたび、当組合の現況（平成25年度 第58期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

函館商工信用組合は、組合員の皆様の身近な存在として資金繰り支援、相談機能の強化に取り組み、信用組合の強みを活かした営業活動を継続してまいりますので、一層のご支援とご指導のほど心からお願い申しあげます。

平成26年7月

函館商工信用組合
理事長 山本富靖

■事業方針

地域に根ざした「しんくみ」として、中小企業・小規模事業者や生活者の資金ニーズに的確に答えるとともに、相談機能の一層の発揮に取り組みます。

組合員の皆さまや地域との「つながり」を大切に、提案活動を通じて「お役にたつ存在」となる取り組みを継続します。

■沿革・歩み

昭和 31年 12月	函館市松風町にて事業開始
36年 10月	湯川支店開設
37年 7月	五稜郭支店開設
40年 11月	上磯支店開設
47年 10月	亀田支店開設
49年 11月	十字街支店開設
50年 12月	預金量100億円達成
51年 9月	花園支店開設
53年 10月	富岡支店開設
54年 6月	本店ビル竣工
60年 4月	湯川支店新築開店
60年 7月	自営オンライン開始
平成 元年 3月	五稜郭支店廃店
元年 3月	美原支店(旧亀田支店)新築移転
10年 5月	自営オンシステム更新
15年 4月	上磯支店移転
16年 4月	SKCシステム(共同オン)移行
18年 12月	創立50周年
19年 5月	SKC第5次オンラインシステム稼働

■トピックス

(自：平成25年4月～至：平成26年3月)

6月	函館の街をきれいにする市民運動協議会より感謝状受賞
	第57回通常総代会開催(25日)
7月	北斗市夏まつりパレードに参加(北斗支店)
8月	函館港まつり『ワッショイはこだて』に参加(全店)
	インターンシップ研修実施
9月	しんくみの日週間で清掃奉仕(美原地区)・献血活動を実施
10月	青森県信用組合との共同企画商品「青函トンネル開通25周年記念 懸賞付き定期積金」販売
	湯川支店長、全国信用協同組合連合会より社会貢献表彰受賞
	オンライン端末、パソコン入替
1月	「年金受取口座指定予約」の顧客へのサービス提供開始

■主要な事業の内容

1. 預金業務

【要求払預金】 当座預金・普通預金・通知預金・納税準備預金・決済用預金(無利息型普通預金)

【定期性預金】 大口定期預金・スーパー定期預金・期日指定定期預金・変動金利定期預金・積立定期預金・定期積金

2. 融資業務

(1) 個人向け融資

自動車・住宅・教育・カード等各種ローン・住宅金融支援機構代理貸付 等

(2) 事業者向け融資

- ・一般のご融資(割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越)
- ・地方公共団体制度融資(北海道・函館市・北斗市)
- ・代理貸付業務(全国信用協同組合連合会・商工組合中央金庫・日本政策金融公庫等)

3. その他業務

(1) 内国為替業務

振込・送金・代金取立

(2) サービス業務

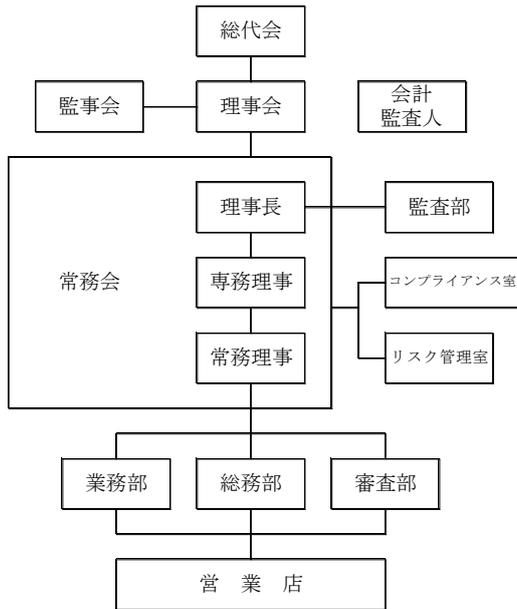
年金自動受取・給与振込・料金自動引落し・キャッシュサービス・CDキャッシングサービス、外国為替取引斡旋、でんさいネット等

(3) 証券業務

個人向け国債窓販

■事業の組織

平成26年7月1日現在



■役員一覧

平成26年7月1日現在

理事長	山本 富 靖
専務理事	佐々木 邦 男 審査部長委嘱
常務理事	田 中 英 仁 コンプライアンス室長兼 リスク管理室長委嘱
理 事	長 谷 川 文 夫
理 事	平 原 康 宏
理 事	西 野 鷹 志
理 事	渡 辺 良 三
理 事	渡 辺 照 雄
常勤監事	青 柳 利 明
監 事	相 川 正 夫
員外監事	山 那 順 一

(注)当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

■地区

函館市、渡島総合振興局管内および檜山振興局管内

■店舗一覧 平成26年7月1日現在

店舗名	住 所	電 話
本店営業部	〒040-0033 函館市千歳町9-6	23-2101
湯川支店	〒042-0932 函館市湯川町2丁目10-4	57-0572
北斗支店	〒049-0161 北斗市飯生3丁目4-1	73-2308
美原支店	〒041-0806 函館市美原3丁目25-5	46-9121
十字街支店	〒040-0065 函館市豊川町7-27	26-5544
花園支店	〒041-0843 函館市花園町27-2	55-2110
富岡支店	〒041-0811 函館市富岡町1丁目22-3	43-1311

■事業の概況

平成25年度は、観光客の増加や消費増税前の駆け込み需要などから、管内の景気は着実に持ち直してまいりましたが、円安に伴う原材料・燃料の高騰や消費増税後の需要動向の不透明さなどから、中小企業・小規模事業者や生活者にとって今後も厳しい状況が続くものと予想されています。

このような経営環境のもと、期中の平均残高は預金が28,902百万円、貸出金が17,004百万円となり、ともに前年度比順調に増加しました。

貸出金は増加したものの競争の激化による利回りの低下により、経常収益は629百万円と前年度比36百万円減少しましたが、コア業務純益は前年度比11百万円増加の50百万円を計上することができました。

一方で、4月以降に融資先企業が倒産したことを後発事象として決算に反映させたことから、65百万円の当期純損失を計上することとなりました。

なお、自己資本比率は、5.17%となり、国内基準の4%をクリアしております。

■組合員数（推移・出資金）

(単位：人・千円)

		平成24年度末	平成25年度末
法 人	組合員数	1,198	1,210
	出資金	321,986	322,518
個 人	組合員数	11,937	11,868
	出資金	318,747	318,414
合 計	組合員数	13,135	13,078
	出資金	640,733	640,932

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	24年度	25年度		24年度	25年度
現 金	455,302	1,124,317	預 金 積 金	28,358,124	28,728,665
預 け 金	12,192,236	9,535,582	当 座 預 金	335,121	319,467
有 価 証 券	25,700	2,030,911	普 通 預 金	7,426,180	7,935,886
国 債	-	2,005,211	貯 蓄 預 金	-	-
地 方 債	-	-	通 知 預 金	-	-
株 式	25,700	25,700	定 期 預 金	19,449,860	19,220,983
そ の 他 の 証 券	-	-	定 期 積 金	1,119,810	1,164,992
貸 出 金	16,547,363	16,917,003	そ の 他 の 預 金	27,151	87,336
割 引 手 形	367,392	308,587	そ の 他 負 債	91,860	85,825
手 形 貸 付	2,505,048	2,397,749	未 決 済 為 替 借	6,592	3,851
証 書 貸 付	12,713,525	13,324,527	未 払 費 用	52,280	52,412
当 座 貸 越	961,397	886,139	給 付 補 填 備 金	1,094	989
そ の 他 資 産	196,064	180,210	未 払 法 人 税 等	802	802
未 決 済 為 替 貸	3,294	2,452	前 受 収 益	18,158	17,767
全 信 組 連 出 資 金	88,800	88,800	職 員 預 り 金	6,718	4,984
前 払 費 用	-	-	そ の 他 の 負 債	6,212	5,017
未 収 収 益	66,441	61,630	賞 与 引 当 金	6,476	6,325
そ の 他 の 資 産	37,529	27,327	退 職 給 付 引 当 金	6,498	15,044
有 形 固 定 資 産	383,211	386,278	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27,735	22,328
建 物	120,197	112,592	そ の 他 の 引 当 金	4,115	1,476
土 地	246,069	246,069	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	37,815	37,815
リ ー ス 資 産 (有 形)	-	-	債 務 保 証	1,013	749
建 設 仮 勘 定	-	-	負 債 の 部 合 計	28,533,639	28,898,229
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	16,944	27,616			
無 形 固 定 資 産	4,357	4,045	出 資 金	640,733	640,932
ソ フ ト ウ エ ア	425	112	普 通 出 資 金	640,733	640,932
の れ ん	-	-	優 先 出 資 金	-	-
リ ー ス 資 産 (無 形)	-	-	利 益 剰 余 金	36,447	△ 32,268
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,931	3,932	利 益 準 備 金	20,604	22,604
繰 延 税 金 資 産	2,970	2,486	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,843	△ 54,872
債 務 保 証 見 返	1,013	749	特 別 積 立 金	-	-
貸 倒 引 当 金	△ 510,947	△ 590,418	当 期 未 処 分 剰 余 金 (又 は 当 期 未 処 理 損 失 金)	15,843	△ 54,872
(うち個別貸倒引当金)	△ 475,665	△ 538,657	組 合 員 勘 定 合 計	677,180	608,663
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-	△ 2,178
			土 地 再 評 価 差 額 金	86,451	86,451
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	86,451	84,272
			純 資 産 の 部 合 計	763,632	692,936
資 産 の 部 合 計	29,297,271	29,591,165	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	29,297,271	29,591,165

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1 2 1 百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	2 4 6 百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額	△ 1 1 8 百万円
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39年
その他	2年 ~ 20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異(37百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	<u>321,338百万円</u>
差引額	△782百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
0.199%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高782百万円(及び別途積立金30,576百万円)である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金5百万円を費用処理しております。
なお、(特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、)上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
また、他に外部積立している年金資産は100百万円となっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引(又は売買取引)に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 0百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 922百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は551百万円、延滞債権額は689百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)」のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,240百万円であります。
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両及び事務機器等について一部リース契約により使用しております。
21. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、308百万円であります。
22. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 1,000 百万円
担保資産に対応する債務 借入金 - 百万円
上記のほか、為替取引のために預け金 500百万円を担保として提供しております。
23. 出資1口当たりの純資産額は 540円56銭です。
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
その一環として、複合金融商品取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する要綱において、リスク管理方法や手続等を記載しており、ALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで経営陣に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、資金運用規程及び有価証券運用基準及び市場関連リスク管理規程に従って行っております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、理事会において定期的に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、有価証券、貸出金、預金積金については、簡便な計算により時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	9,535	9,633	98
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	2,005	2,005	-
(3) 貸出金 (*1)	16,917	17,276	
貸倒引当金 (*2)	△ 590		
	16,326	17,276	950
金融資産計	27,867	28,915	1,048
(1) 預金積金 (*1)	28,728	28,759	30
金融負債計	28,728	28,759	30

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(L I B O R, S W A P)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(L I B O R, S W A P)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	25
組合出資金 (*2)	89
合 計	114

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしてございません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしてございません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) その他有価証券
 - ① 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」はありません。
 - ② 「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	2,005	2,008	△3
国 債	2,005	2,008	△3
その他	-	-	-
合 計	2,005	2,008	△3

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

29. その他有価証券のうち満期があるものの債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年 超 5年以内	5年 超 10年以内	10年超
債 券	1,499百万円	-百万円	199百万円	305百万円
国 債	1,499	-	199	305
合 計	1,499	-	199	305

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、4,059百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は、任意の時期に無条件で取消可能なものが4,059百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は、契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1 2 6 百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	1
退職給付引当金損金限度超過額	4
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	6
その他有価証券評価差額金否認	0
貸倒損失否認	5 5
繰越欠損金	1 0
その他	<u>1</u>
繰延税金資産小計	2 0 6
評価性引当金	<u>△ 2 0 4</u>
繰延税金資産合計	1
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	<u>1 百万円</u>

- (2) 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.7%から27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は0百万円減少し、その他有価証券評価差額金は0百万円増加し、法人税等調整額は0百万円減少しております。

損益計算書

損益計算書 1

(単位:千円)

科 目	金 額	
	24年度	25年度
経 常 収 益	665,850	629,324
資金運用収益	611,983	595,316
貸出金利息	547,826	534,417
預け金利息	59,695	55,948
有価証券利息配当金	909	1,398
その他の受入利息	3,552	3,552
役務取引等収益	30,775	28,212
受入為替手数料	16,967	17,089
その他の役務収益	13,807	11,122
その他業務収益	1,875	3,493
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	1,875	3,493
その他経常収益	21,216	2,301
償却債権取立益	810	855
その他の経常収益	20,406	1,446
経 常 費 用	647,170	690,927
資金調達費用	38,829	32,459
預金利息	37,829	31,623
給付補填備金繰入額	935	775
その他の支払利息	65	60
役務取引等費用	91,601	79,825
支払為替手数料	5,820	5,952
その他の役務費用	85,781	73,873
その他業務費用	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	-	-
経 費	481,017	469,706
人 件 費	319,057	307,965
物 件 費	154,399	154,566
税 金	7,560	7,175
その他経常費用	35,721	108,935
貸倒引当金繰入額	-	90,107
貸出金償却	20,589	1,120
株式等売却損	-	-
その他資産償却	10,884	10,851
その他の経常費用	4,247	6,857
経常利益(又は経常損失)	18,679	△ 61,603

損益計算書 2

(単位:千円)

科 目	金 額	
	24年度	25年度
特 別 利 益	-	-
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	-	-
特 別 損 失	286	919
固定資産処分損	286	919
減 損 損 失	-	-
その他の特別損失	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)	18,393	△ 62,523
法人税・住民税及び事業税	1,659	1,677
法人税等調整額	891	1,314
法人税等合計	2,550	2,991
当期純利益(又は当期純損失)	15,843	△ 65,514
繰越金(当期首残高)	-	10,642
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	15,843	△ 54,872

剰余金処分計算書(24年度)

(単位:千円)

科 目	金 額	
	24年度	25年度
当期末処分剰余金	15,843	
剰 余 金 処 分 額	5,201	
出資に対する配当金	3,201	
(出資配当率)	(年0.5%の割合)	
利益準備金	2,000	
繰越金(当期末残高)	10,642	

損失金処理計算書(25年度)

(単位:千円)

科 目	金 額	
	24年度	25年度
当期末処理損失金		△ 54,872
積立金取崩額		22,604
利益準備金取崩額		22,604
繰越金(当期末残高)		△ 32,268

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益(又は当期純損失) △51円12銭

■ 代表理事の確認

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第58期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月26日

函館商工信用組合

理事長 山本富靖 

■ 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「損失金処理計算書」等につきましては、会計監査人である「鎌田公認会計士事務所・公認会計士鎌田直善」の監査を受けております。

※ 監査報告書（次頁に掲載）

監 査 報 告 書

私たち監事は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第58期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査部その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、損失処理案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人鎌田公認会計士事務所・公認会計士鎌田直善の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年6月6日

函館商工信用組合

常勤監事

青柳利明



監 事

相川正夫



監 事

山那順一



(注) 監事 山那順一は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

■ 粗利益

(単位:千円)

科	目	平成24年度	平成25年度
資金運用	資金運用収益	611,983	595,316
	資金調達費用	38,829	32,459
資金運用収支		573,154	562,857
役員取引	役員取引等収益	30,775	28,212
	役員取引等費用	91,601	79,825
役員取引等収支		▲ 60,826	▲ 51,613
その他業務	その他業務収益	1,875	3,493
	その他業務費用	-	-
その他業務収支		1,875	3,493
業務粗利益		514,202	514,737
業務粗利益率		1.76%	1.76%

(注)

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

■ 業務純益

(単位:千円)

科	目	平成24年度	平成25年度
業務純益		39,278	34,060

■ 経費の内訳

(単位:千円)

項	目	平成24年度	平成25年度
人	件費	319,057	307,965
	報酬給料手当	253,593	233,334
	退職給付費用	26,804	39,360
	その他	38,660	35,271
物	件費	154,399	154,566
	事務費	57,958	58,404
	固定資産費	36,238	33,920
	事業費	19,787	19,156
	人事厚生費	2,043	3,055
	預金保険料	19,986	19,946
	その他	18,385	20,083
税金		7,560	7,175
経費合計		474,923	469,706

■ 役員取引の状況

(単位:千円)

科	目	平成24年度	平成25年度
役員取引等	役員取引等収益	30,775	28,212
	受入為替手数料	16,967	17,089
	その他の受入手数料	13,807	11,121
	その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用		91,601	79,825
	支払為替手数料	5,820	5,952
	その他の支払手数料	85,781	73,873
	その他の役員取引等費用	-	-

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項	目	平成24年度	平成25年度
受取利息の増減		▲ 48,993	▲ 16,667
支払利息の増減		▲ 10,527	▲ 6,370

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	780,229	722,508	748,143	665,850	629,324
経 常 利 益	23,558	7,193	▲ 92,527	18,679	▲ 61,603
当 期 純 利 益	24,273	8,925	▲ 96,900	15,843	▲ 65,514
預 金 積 金 残 高	26,925,835	27,795,057	28,278,542	28,358,124	28,728,665
貸 出 金 残 高	16,666,441	16,834,278	16,655,724	16,547,363	16,917,003
有 価 証 券 残 高	5,885,729	5,567,014	2,225,631	25,700	2,030,911
総 資 産 額	28,008,144	28,882,781	29,238,866	29,297,271	29,591,165
純 資 産 額	809,660	817,067	748,938	763,632	692,936
自己資本比率(単体)	6.67%	6.53%	5.67%	5.41%	5.17%
出 資 総 額	613,234	614,709	641,873	640,733	640,932
出 資 総 口 数	1,226,468口	1,229,419口	1,283,746口	1,281,467口	1,281,865口
出 資 配 当 金	2,994	3,060	-	3,201	-
出 資 配 当 率	年 0.5%の割合	年 0.5%の割合	年 0.0%の割合	年 0.5%の割合	年 0.0%の割合
職 員 数	49人	51人	53人	51人	51人

(注)・残高計数は期末日現在のものです。

・「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
1店舗当りの預金残高	4,051	4,104
1店舗当りの貸出金残高	2,363	2,416

■ 常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	506	522
常勤役職員1人当りの貸出金残高	295	307

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、千円、%)

科 目	年度	平均残高	利息(千円)	利回り	
資金運用勘定	24年度	29,083	611,983	2.10%	
	25年度	29,224	595,316	2.03%	
	うち貸出金	24年度	16,704	547,826	3.27%
		25年度	17,004	534,417	3.14%
	うち預け金	24年度	12,083	59,695	0.49%
		25年度	11,873	55,948	0.47%
うち有価証券	24年度	207	909	0.43%	
	25年度	256	1,398	0.54%	
資金調達勘定	24年度	28,741	38,829	0.13%	
	25年度	28,908	32,459	0.11%	
	うち預金積金	24年度	28,735	38,764	0.13%
		25年度	28,902	32,399	0.11%
	うち譲渡性預金	24年度	-	-	-
		25年度	-	-	-
うち借入金	24年度	-	-	-	
	25年度	-	-	-	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(24年度258百万円、25年度232百万円)を控除して表示しております。

■ 有価証券、金銭の信託等の評価

(単位:百万円)

項 目	取得原価又は契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	24年度末	25	25
	25年度末	2,033	2,030
金 銭 の 信 託	24年度末	-	-
	25年度末	-	-
デリバティブ等商品	24年度末	-	-
	25年度末	-	-

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。

なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」については当組合は取扱がありません。

■ 預貸率及び預証率(期末・期中平均)

(単位:%)

区 分		平成24年度	平成25年度
預 貸 率	(期末)	58.35	58.88
	(期中平均)	58.13	58.83
預 証 率	(期末)	0.09	7.06
	(期中平均)	0.72	0.88

(注)

$$1. \text{ 預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2. \text{ 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■ 総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.06	▲ 0.20
総資産当期純利益率	0.05	▲ 0.21

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

(債務保証見返を除く)

■ 総資金利鞘等

(単位:%)

区 分		平成24年度	平成25年度
資金運用利回	a	2.10	2.03
資金調達原価率	b	1.78	1.71
資金利鞘	a-b	0.32	0.32

■ その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	1	3
その他業務収益合計	1	3

資金調達

■預金種目別平均残高

(単位：百万円・%)

種 目	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	8,035	27.9	8,417	29.1
定期性預金	20,699	72.0	20,484	70.9
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	28,735	100.0	28,902	100.0

資金運用

■貸出金種類別平均残高

(単位：百万円・%)

種 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	374	2.2	308	1.8
手形貸付	2,791	16.7	2,608	15.3
証書貸付	12,306	73.6	13,108	77.1
当座貸越	1,231	7.3	979	5.8
合 計	16,704	100.0	17,004	100.0

■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	181	87.6	231	89.9
地 方 債	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-
株 式	25	12.3	25	10.0
外 国 証 券	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	207	100.0	256	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

■貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円・%)

種 目	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	520	3.1	527	3.1
農業、林業	149	0.9	138	0.8
漁業	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	13	0.1	35	0.2
建設業	2,262	13.7	2,193	13.0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	42	0.3	96	0.6
運輸業、郵便業	81	0.5	70	0.4
卸売業・小売業	1,209	7.3	1,176	7.0
金融業、保険業	366	2.2	461	2.8
不動産業	2,513	15.2	2,567	15.2
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	96	0.6	89	0.5
宿泊業	44	0.3	38	0.2
飲食業	408	2.5	469	2.8
生活関連サービス業	699	4.2	731	4.3
娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	114	0.7	105	0.6
その他のサービス	481	2.9	564	3.3
その他の産業	196	1.2	205	1.2
小 計	9,199	55.6	9,483	56.1
地方公共団体	329	2.0	218	1.3
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人（住宅・消費・納税資金等）	7,017	42.4	7,214	42.6
合 計	16,547	100.0	16,917	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預金者別預金残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	24,323	85.8	24,631	85.7
法 人	4,034	14.2	4,097	14.3
一 般 法 人	3,972	14.0	4,053	14.1
金 融 機 関	56	0.2	37	0.1
公 金	6	0.0	6	0.0
合 計	28,358	100.0	28,728	100.0

■貸出金使途別残高

(単位：百万円・%)

種 目	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	7,780	47	7,214	42.6
設 備 資 金	8,766	52.9	9,702	57.4
合 計	16,547	100.0	16,917	100.0

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,746	35.6	1,596	32.4
住宅ローン	3,155	64.3	3,319	67.5
合 計	4,902	100.0	4,916	100.0

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	20	1

■ 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利定期預金	19,307	19,086
積立定期預金	12	14
期日指定定期預金	129	119
変動金利定期預金	-	-
定期預金計	19,449	19,220
非居住者円預金	-	-
外貨預金	-	-
合 計	19,449	19,220

■ 貸出金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
固定金利貸出	6,487	6,354
変動金利貸出	10,060	10,562
合 計	16,547	16,917

■ 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

種 類	貸 出 金				債務保証見返	
	平成24年度末		平成25年度末		平成24年度末	平成25年度末
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	残 高
預 金	1,203	7.3%	1,152	6.8%	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-	-
不 動 産	8,789	53.1%	9,618	56.8%	1	0
そ の 他	10	0.1%	10	0.1%	-	-
小 計	10,004	60.5%	10,781	63.7%	1	0
信用保証協会・信用保険	5,363	32.4%	4,983	29.5%	-	-
保 証	848	5.1%	933	5.5%	-	-
信 用	330	2.0%	219	1.3%	-	-
合 計	16,547	100.0%	16,917	100.0%	1	0

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期限の定め のないもの	合 計
平成24年度末								
国 債	-	-	-	-	-	-	-	-
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	25	25
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	25	25
平成25年度末								
国 債	1,499	-	-	-	199	305	-	2,005
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
株 式	-	-	-	-	-	-	25	25
外 国 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,499	-	-	-	199	305	25	2,030

経営管理体制

■法令等遵守（コンプライアンス）の体制

「コンプライアンス」とは、金融機関の役職員として、その公共的使命と社会的責任を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス室を設置し、「倫理規定」と「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

■統合的リスク管理体制

金融環境の変化に伴い金融機関業務は複雑化・多様化しており、経営におけるさまざまなリスクを適切に管理するなど、経営の自己責任が強く求められています。

当組合は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付けし、統合的なリスク管理を行うためにリスク管理委員会を設置しているほか、統括部門としてリスク管理室を設けて統合的リスク管理の強化・充実に努めております。

○信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先等が条件どおりの債務履行ができなくなることにより損失を被るリスクのことをいいます。与信審査は審査部が担当し当組合で定める審査基準に基づき、厳正かつ適切な審査を行っております。

○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、及び株式等の相場の変動により損失を被るリスクのことをいいます。資金運用は『資金運用規程』、『有価証券運用基準』に定めた基準に従い総務部が担当、運用内容については常務会に報告し資金運用の適正化を図っております。

○流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失などにより、資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。

『流動性リスク管理規程』に定めた基準に従い総務部が担当、当組合における流動性リスクは、的確なポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、当組合の資金調達・運用構造に即した適格且つ安定的な資金繰り体制をとっております。

○オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムの不適切である事又は外部的な事象により損害を被るリスクであります。主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方法を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的且つ実効性のある内部管理体制を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

（事務リスク管理）

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失が発生するリスクのことをいいます。

監査部による臨店監査のほか、営業店における店内検査も実施、事務状況チェックを行い事故発生の未然防止のほか、事務処理の向上のため事務指導を行い、業務運営の適正化を図っております。

（システムリスク管理）

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止、誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用により、信用組合業務の遂行並びに顧客へのサービス提供に支障が発生し、その結果として有形無形の損失を被るリスクです。

当組合では、コンピュータシステムのより一層の安全・安定稼働のために、全国の信用組合の共同オンラインセンターに加盟し、業務の遂行に支障がないように努めております。

【苦情処理措置・紛争解決措置】

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または監査部にお申し出ください。

【函館商工信用組合監査部】 0138-23-2101

受付日： 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス [http:// www.hakodate.shinkumi.jp/](http://www.hakodate.shinkumi.jp/)

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合監査部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日： 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話： 03-3567-2456

住所： 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
(全国信用組合会館内)

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定性的な開示項目

1 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、主に地域のお客さまからお預りしている（普通）出資金のほか、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。なお当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・普通出資 ①発行主体：函館商工信用組合
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：640百万円

2 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等について、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

- ①株式会社日本格付研究所(J C R)
- ②株式会社格付投資情報センター(R & I)
- ③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(S & P)
- ④フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(F i t c h)
- ⑤ムーディーズ・ジャパン株式会社(M o o d y ' s)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減方法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための処置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証などによる保全措置を講じておりますが、これらはいくまでも補完的位置付けと認識しております。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな点から判断を行っております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないように融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益が失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府保証と同様と判断しております。

また、信用リスク削減手法の適正に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引の該当はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ハ 証券化取引に関する会計方針

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスクを主として業務の遂行プロセスや外部的な事象により様々な損害が発生しうるリスクと考え各管理規程に管理態勢や管理方法を定めた確にリスクを認識し評価を行い、リスクの顕現化の未然防止や発生時の影響度の極小化に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、本部部長会、常務会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会を含め経営陣に対する報告態勢を整備しております。

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8 出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合保有の非上場株式、出資金等が該当しますが、当組合が定める「有価証券運用基準」などの諸規則及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な運用と会計処理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、これらのエクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、協議検討するとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「金利ラダー表を使用したその他計算方式（再評価法）」

・コア預金

対象：別段預金を除く流動性預金（当座、普通等）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

1パーセント値又は99パーセント値

・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）

・銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定量的な開示項目

■ 自己資本の構成に関する事項（平成25年度）

（単位：百万円、％）

項目	平成25年度	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	608	
うち、出資金及び資本剰余金の額	640	
うち、利益剰余金の額	△32	
うち、外部流出予定額（△）	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	52	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	52	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	55	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	716	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	2
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	716	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	12,881	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	77	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	2	
うち、繰延税金資産	-	
うち、前払年金費用	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△49	
うち、上記以外に該当するものの額	124	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	982	
信用リスク・アセット調整額	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	13,863	
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	5.17%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告知に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。
 なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 自己資本の構成に関する事項（平成24年度）

（単位：百万円）

項 目		平成24年度
（ 自 己 資 本 ）		
出 資 金		640
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資		-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金		-
資 本 準 備 金		-
そ の 他 資 本 剰 余 金		-
利 益 準 備 金		22
特 別 積 立 金		-
繰 越 金（ 当 期 末 残 高 ）		10
そ の 他		-
自 己 優 先 出 資	△	-
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金		-
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	△	-
営 業 権 相 当 額	△	-
の れ ん 相 当 額	△	-
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額	△	-
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額	△	-
基 本 的 項 目（ A ）		673
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 4.5% 相 当 額		55
一 般 貸 倒 引 当 金		35
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等		-
負 債 性 資 本 調 達 手 段		-
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資		-
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	-
補 完 的 項 目（ B ）		91
自 己 資 本 総 額 [（ A ） +（ B ）]（ C ）		765
他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額		10
負 債 性 資 本 調 達 手 段 及 び こ れ に 準 じ る も の		-
期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資 並 び に こ れ ら に 準 ず る も の		10
非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額		-
基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く、自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I / O ス ト リ ッ プ ス（ 告 示 第 223 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む。）		-
控 除 項 目 不 算 入 額	△	-
控 除 項 目 計（ D ）		10
自 己 資 本 額 [（ C ） -（ D ）]（ E ）		755
（ リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 ）		
資 産（ オ ン ・ バ ラ ン ス ） 項 目		12,952
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目		0
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8% で 除 し て 得 た 額		998
信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額		-
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 調 整 額		-
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計（ F ）		13,952
単 体 T i e r 1 比 率（ A / F ）		4.83%
単 体 自 己 資 本 比 率（ E / F ）		5.41%

（注） 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第22号）に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	12,953	518	12,881	515
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	12,953	518	12,804	512
(i) ソブリン向け	-	-	-	-
(ii) 金融機関向け	2,446	97	1,915	76
(iii) 法人等向け	1,306	52	1,133	45
(iv) 中小企業等・個人向け	1,703	68	1,836	73
(v) 抵当権付住宅ローン	858	34	957	38
(vi) 不動産取得等事業向け	2,741	109	2,979	119
(vii) 三月以上延滞等	328	13	614	24
(viii) 出資等			0	0
出資等のエクスポージャー			0	0
重要な出資のエクスポージャー			-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資金等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			25	1
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			123	4
(xi) その他	3,568	142	3,218	128
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			127	5
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 49	△ 1
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額			-	-
⑥ 中央精算機関関連エクスポージャー			-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	998	39	982	39
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	13,952	558	13,863	554

- (注)
1. 所要自己資本の額＝リスクアセットの額 × 4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、出資金、その他資産、有形・無形固定資産、株式、繰延税金資産が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法> $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$	
---	--

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債券			
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
製造業	520	527	520	527	-	-	64	185
農業、林業	149	138	149	138	-	-	0	0
漁業	0	0	0	0	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	13	35	13	35	-	-	-	-
建設業	2,262	2,193	2,262	2,193	-	-	420	614
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	42	96	42	96	-	-	-	-
運輸業、郵便業	81	70	81	70	-	-	-	-
卸売業・小売業	1,209	1,176	1,209	1,176	-	-	18	17
金融業、保険業	12,548	10,006	356	471	-	-	-	-
不動産業	2,513	2,567	2,513	2,567	-	-	40	47
物品賃貸業	0	-	0	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	96	89	96	89	-	-	-	-
宿泊業	44	38	44	38	-	-	-	-
飲食業	408	469	408	469	-	-	115	118
生活関連サービス業、娯楽業	699	731	699	731	-	-	73	73
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	114	105	114	105	-	-	-	-
その他のサービス	481	564	481	564	-	-	69	52
その他の産業	196	205	196	205	-	-	-	-
国・地方公共団体等	329	2,223	329	218	-	2,005	-	-
個人	7,018	7,215	7,018	7,215	-	-	137	131
その他	1,067	1,723	-	-	-	-	-	-
業種別合計	29,798	30,181	16,538	16,917	-	2,005	940	1,239
1年以下	6,439	4,910	2,371	2,243	-	1,499	-	-
1年超3年以下	2,616	5,302	916	902	-	-	-	-
3年超5年以下	6,923	3,791	2,023	1,791	-	-	-	-
5年超7年以下	2,004	2,016	2,004	2,016	-	-	-	-
7年超10年以下	2,915	1,887	1,915	1,688	-	199	-	-
10年超	7,307	10,080	7,307	8,275	-	305	-	-
期間の定めのないもの	523	467	-	-	-	-	-	-
その他	1,067	1,723	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	29,798	30,181	16,538	16,917	-	2,005	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことであり、
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、未収利息、取立未済手形、出資金、その他資産、株式、繰延税金資産等が含まれます。
4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成24年度	42	35	-	42	35
	平成25年度	35	51	-	35	51
個別貸倒引当金	平成24年度	489	475	35	454	475
	平成25年度	475	538	10	465	538
合計	平成24年度	532	510	35	496	510
	平成25年度	510	590	10	500	590

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		24年度	25年度
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		
製 造 業	49	48	-	29	-	-	49	77	20	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	295	293	2	41	4	12	293	322	-	1
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業・小 売 業	8	8	-	-	-	-	8	8	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	3	4	1	4	-	-	4	8	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	43	41	1	1	2	2	41	40	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	59	48	-	-	11	-	48	48	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	2	1	-	-	-	1	1	1	-	-
そ の 他 の 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	27	28	1	4	-	-	28	33	-	-
合 計	489	475	7	81	21	18	475	538	20	1

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	-	787	-	3,354
10 %	-	1,753	-	1,567
20 %	-	12,237	-	9,579
35 %	-	2,451	-	2,734
50 %	-	3,859	-	3,997
75 %	-	445	-	-
100 %	623	7,162	607	7,804
150 %	-	-	-	-
250 %	-	-	-	-
1250 %	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	623	28,697	607	29,037

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

<派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項>
該当事項なし

<証券化エクスポージャーに関する事項>
該当事項なし

<信用リスク削減手法に関する事項>

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ 信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	信用リスク削減手法		保 証	
	適 格 金 融 資 産 担 保		24年度	25年度
			24年度	25年度
① ソブリン向け	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-
③ 法人等向け	402	307	630	629
④ 中小企業等・個人向け	419	488	116	153
⑤ 抵当権付住宅ローン	3	7	3	2
⑥ 不動産取得等事業向け	204	206	54	30
⑦ 三月以上延滞等	-	-	-	0
⑧ 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達 手段のうち対象普通出資等に該当す るもの以外のものに係るエクスポ ージャー	-	-	-	-
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通 出資等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分に 係るエクスポージャー	-	-	-	-
⑪ その他	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年度金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

<出資等エクスポージャーに関する事項>

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	114	-	114	-
合 計	114	-	114	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく時価はありません。

ロ. 出資金等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

<金利リスクに関する事項>

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	13	96

(注)金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、「金利ラダー表を使用したその他計算方式(再評価法)」により金利リスクを算出しております。

■リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A	
破綻先債権	平成24年度	361	148	213	100.00
	平成25年度	551	310	241	100.00
延滞債権	平成24年度	591	281	262	91.85
	平成25年度	689	314	297	88.78
3カ月以上延滞債権	平成24年度	9	9	2	124.79
	平成25年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—
合計	平成24年度	962	439	478	95.23
	平成25年度	1,240	625	538	93.77

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

- 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. 除く）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
- 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 金額は決算後（償却後）の計数です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当 金引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	712	328	383	712	100.00	100.00
	平成25年度	879	462	416	879	100.00	100.00
危険債権	平成24年度	242	102	91	194	80.12	65.60
	平成25年度	363	164	121	286	78.75	61.19
要管理債権	平成24年度	9	9	2	11	124.79	0.00
	平成25年度	—	—	—	—	—	—
不良債権計	平成24年度	964	440	478	918	95.24	91.24
	平成25年度	1,243	627	538	1,166	93.78	87.45
正常債権	平成24年度	15,609					
	平成25年度	15,696					
合計	平成24年度	16,573					
	平成25年度	16,939					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

その他業務

■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末
全国信用協同組合連合会	1	0
株式会社商工組合中央金庫	-	-
株式会社日本政策金融公庫	-	-
独立行政法人住宅金融支援機構	563	472
独立行政法人福祉医療機構	1	0
そ の 他	-	-
合 計	565	474

■内国為替取扱実績

(単位：百万円、件)

区 分		平成24年度末		平成25年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	17,296	11,244	17,461	11,640
	被 仕 向	30,031	14,325	30,644	14,555
代 金 取 立	仕 向	441	261	421	221
	被 仕 向	377	229	317	234

手数料一覧表

函館商工信用組合
平成26年7月1日現在
(消費税込、単位:円)

手数料名	区分	金額	手数料名	区分	金額		
為替手数料			発行手数料				
振込手数料		3万円未満	残高証明 (預金)		324円		
同一店内	窓口振込 (組合員の方)	108円	(預金・融資)		648円		
	窓口振込 (組合員外の方)	216円	(預金・融資・出資)		972円		
	視覚障害者等	108円	(その他、1部につき)		324円		
本支店	窓口振込	216円	(オンライン端末作成不可の場合) 1勘定1枚につき		540円		
	視覚障害者等	108円	取引証明 (1部につき)		324円		
	(他店取引先当座入金も同様)		小切手帳 (1冊につき)		648円		
他行	窓口振込	540円	自己宛小切手 (1枚につき)		540円		
	視覚障害者等	432円	手形帳 (1冊につき)		864円		
振込金訂正依頼手数料		648円	マル専手形 (1枚につき)		540円		
振込金組戻依頼手数料		648円	取引履歴明細表 (法人のみ)	1件	324円		
代金取立手数料(市内)		216円		1枚ごとに	108円		
代金取立手数料(市外)		864円	借用専用手形 (1枚につき)		216円		
取立手形店頭呈示料		648円	普通預金入金帳 (1冊につき)		1,080円		
代金取立手形組戻手数料		648円	代理人カード (1枚につき)		1,080円		
不渡手形返却料		648円	当座勘定照合表 (オンライン端末作成分)		108円		
自動送金 手数料	上記為替手数料による (別途、管理費として年648円)		再発行手数料				
株式払込等取扱手数料			通帳・証書・カード1枚につき		1,080円		
			証書貸付返済予定表		324円		
5千万円未満	2.5/1,000×1.08円		マル専口座開設手数料		3,240円		
5千万円以上	2.0/1,000×1.08円		不動産担保調査手数料				
1億円未満	1.5/1,000×1.08円		1件につき		43,200円		
1億円以上			(住宅ローン)		21,600円		
3億円未満			証書貸付繰上返済手数料 (10万円未満は不要)				
両替手数料			100万円未満	1,080円			
			1~300枚	無料			
			301~500枚	216円			
			501~1,000枚	324円			
			1,001~2,000枚	540円			
			2,001枚以上 (1,000枚ごとに)	324円 加算			
大量硬貨入金手数料			100万円未満		2,160円		
			300万円未満		2,160円		
1~2,000枚		無料		500万円未満		3,240円	
2,001枚以上 (1,000枚ごとに)		216円 加算		1,000万円未満		5,400円	
保有個人情報開示手数料			3,000万円未満		10,800円		
			3,000万円以上		21,600円		
			保証ローン繰上返済手数料		2,160円		
			貸付条件変更手数料		1件につき	5,400円	
店頭交付の場合		1件につき	540円	代位弁済取消手数料		1件につき	3,240円
郵送による場合		1件につき	972円	融資証明書発行手数料		1通につき	5,400円
			振込案内手数料		1先につき (月)	1,080円	

《 地域貢献 》 ……みなさまのお役に立てるように

■社会貢献活動

函館商工信用組合は、地域社会の一員として地域のみなさまに少しでもお役にたちたいと考え、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組んでいます。

<こども 110 番の店>

当組合では、地域貢献活動の一環として、本店及び各支店を地域安全ステーション(防犯避難所)とし、特に小学校低学年の駆け込み寺となるよう、警察と連携し防犯活動を行っています。

<安全・安心どさんこ運動>

前記の「こども 110 番の店」のほか、「犯罪のない安全で安心な地域」をつくる防犯活動として、22 年 12 月より道内 7 信組がそろって「安全・安心どさんこ運動」に協賛しています。

<献血活動>

当組合では、毎年 9 月 1 日～7 日までの「しんくみの日週間」にあわせて、役職員及び組合員の皆様とともに献血活動を実施しております。また、道内 7 信組が「献血サポーター」へ参加することにより、献血活動のさらなる普及・啓発を行っています。

<地域清掃活動>

当組合では、毎年 9 月 1 日～7 日までの「しんくみの日週間」にあわせて、役職員による地域清掃活動を行っています。

25 年度は、美原支店周辺の道路を中心に清掃活動を実施しました。

<社会福祉事業への協力>

全国の信用組合と(株)オリエントコーポレーションは、社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱を行っています。

また、道内信組業界として日本赤十字社北海道支部への寄付も行っています。

<青森県信用組合との共同企画>

北海道新幹線開業を見据え、当組合は青森県信用組合と提携し、青函それぞれの地域にちなんだ旅行や特産品を賞品とした「懸賞付き定期積金」を販売しました。函館への観光誘致、地元特産品を賞品とすることで「函館」をアピールしました。

■融資を通じた地域貢献

(1) 貸出先数・金額

(金額単位：百万円)

区 分	先 数	金 額
事 業 者	768	10,245
個 人	2,383	6,452
地方公共団体	1	218
合 計	3,152	16,917

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は北海道や函館市・北斗市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、平成25年度は316件1,225百万円のご利用をいただいております。

・制度の名称

北海道中小企業総合振興資金
函館市中小企業融資制度
北斗市中小企業振興資金

・制度の内容

各地域内における中小企業者等の経営基盤の強化および事業の活性化を促進するため必要な資金の融資の円滑化を図るため、事業資金を主体とした資金需要に対応するために定められたものです。

・融資条件等

中小企業の資格を有し運転・設備資金等の事業資金であることのほか、各資金の種類によりさまざまな条件があります。

(3) 融資商品の概要と実績

当組合では、次のような消費者向けローンを発売しております。(全て保証会社の保証が受けられる方が対象)

(単位：千円)

商品名	融 資 条 件 等				26.3.31現在の取扱実績	
	融資金額	融資期間	商品概要	対象年齢	件数	金額
マイカーローン	500万円以内	最長10年以内	車両(自動二輪含む)購入及び修理、車検、用品購入、運転免許取得の資金 マイカーローンの借換資金	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって70歳未満の場合もある)	561	477,377
教育ローン	500万円以内	最長12年7ヶ月以内	①受験に関する費用 ②入学金、授業料、アパート代等入学から在学中にかかる費用	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって70歳未満の場合もある)	198	155,948
リフォームローン	1,000万円以内	最長15年以内	自宅(店舗除く)の改築、改装費用・住居の設備機器購入 住宅ローンの借換資金	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によって70歳未満の場合もある)	44	80,224
無担保住宅借換ローン	50万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上20年以内(対象ローンの現存償還期限を上限)	住宅資金の借換資金及び付帯する住宅ローンの借換資金	満20歳以上65歳未満(完済時満年齢75歳未満)	1	137
フリーローン	300万円以内	最長7年以内	自由	満20歳以上65歳未満(但し保証会社によ	425	235,578

				て 76 歳未満の場合もある)		
目的ローン	500 万円以内	最長 7 年以内	資金使途を資料で確認できるもの	満 20 歳以上 65 歳未満(但し保証会社によって 70 歳未満の場合もある)	18	12, 538
シルバーライフローン	100 万円以内	最長 5 年以内	自由	満 60 歳以上 70 歳未満	2	854
カードローン	300 万円以内	最長 2 年間 (以後 2 年毎の自動更新)	自由	満 20 歳以上 74 歳未満	1, 144	497, 886
しんくみ住宅ローン	10 万円以上 5 千万円以内	3 年以上 35 年以内	住宅取得資金・住宅借換資金・リフォーム資金	満 20 歳以上完済時満年齢 80 歳未満	162	1, 622, 752
取扱高合計					2, 556	3, 083, 394

(4) 創業・新事業支援融資実績

平成 25 年度中 件、 百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援として実績の把握が可能なものも含んでおります。

(5) 道内 7 信組の統一融資商品の取扱い延長

道内信組で共同開発した無担保金融商品「アシスト 7」について、低迷が続く道内景気の経済情勢を踏まえ、引き続き中小企業の需要があるとみて、取扱期間を 26 年 12 月末まで延長し、資金供給の円滑化に努めています。

■ 地域密着型金融機関の取り組みについて

当組合は、「中小企業に対する金融円滑化のため、柔軟・迅速に資金需要に対応すること」を事業計画の最重要課題と位置づけ、これまでも地域のお客様の金融円滑化へ向け積極的に取り組みを進めて参りました。また、「経営基盤の強化」により中小企業者・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割を果たすべく全力を注いでいます。

【地域密着金融の更なる推進】

- ・ 企業診断による必要な解決策の提言、支援を図るためのコンサルティング機能の発揮
- ・ 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供・経営改善・相談等のサービス提供
- ・ 事業価値を見極める融資手法の検討と、中小企業者に適した資金供給手法の取組
- ・ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

【経営基盤の強化】

- ・ 中小企業者の経済対策資金・新規創業育成
- ・ 勤労者の生活安定・向上支援

- ・ 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会への積極的参加

【態勢整備の状況】

当組合は、地元地域のお客様のもとに訪問する「渉外業務」を態勢的に継続して確保し、お客様との面談により「生の声」拝聴し預金・融資の各種事務手続き・相談業務を図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「訪問活動」であります。一番大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき活動しています。また、内部融資担当者と連携して、新規融資・経営改善相談・アドバイス等と共に、金融円滑化支援に対する相談・受付等を取計い、地域のお客様の一番身近な金融機関としてスピード感を持って行動することを心がけています。

また、平成 24 年 12 月 21 日付で経営革新等支援機関として主務大臣から認定書を拝受しました。地域金融機関として「経営革新等支援機関」として果たすべく、その責務を十分認識し組織一丸となって取り組んでいます。

外部機関との連携については、審査部が中心となり営業店をサポートする形で、平成 23 年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として積極的に参画してまいりました。「北海道中小企業支援ネットワーク」事務局、北海道信用保証協会の支援機関に参加、地元商工会議所・商工会、北海道中小企業再生支援協議会とも従来から連携関係を構築するなど、外部機関と積極的にかかわっています。

【取組み状況】

- ・ 創業・新事業開拓

創業及び新規事業の起業者に対し、地縁・人縁・取引先からの紹介を通して、支店長のトップセールスおよび渉外係りによる融資渉外により可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っています。

- ・ 成長段階

円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、北海道信用保証協会の「創業貸付」、保証会社提携の「どんどこ〜い」を活用しています。

■ 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み

平成 21 年 12 月に施行された「中小企業円滑化法」は平成 25 年 3 月末で終了しましたが当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に、引き続ききめ細やかな対応を継続する中で、コンサルティング機能の一層の発揮等による経営支援の強化に取り組んでいます。

当組合では、お客様に対するコンサルティング機能を発揮するうえでもっとも重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考え定期的かつ継続した業況把握に努め親密な関係を築き活動しています。

こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるよう心がけています。さらに経営改善計画の策定支援や北海道中小再生支援協議会の活用等お客様にとって最善のアドバイスを行うことに注力しています。今後もお客様の金融円滑化を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

■ 「しんくみ友の会」の活動状況

しんくみ友の会は、昭和 50 年に当組合の取引先相互の親睦と発展を図ることを目的として結成され、平成 26 年 2 月現在の会員数は全店合わせて 293 名で各営業店ごとに活動しており、懇親会・ビール会・親睦旅行会などを行っています。

<平成 25 年活動状況>

各店友の会 (会員数)	活 動 状 況
本店営業部 (70 名)	2 月定期総会・懇親会、7 月ビール会、11 月ボーリング大会
湯川支店 (50 名)	2 月定期総会・懇親会、7 月ビール会、10 月親睦旅行
北斗支店 (44 名)	2 月定期総会・懇親会、6 月パークゴルフ大会、 7 月ビール会、10 月親睦旅行
美原支店 (33 名)	2 月定期総会・懇親会、6 月パークゴルフ大会、 7 月ビール会、10 月親睦旅行
十字街支店 (36 名)	2 月定期総会・懇親会、7 月お食事会
花園支店 (29 名)	2 月定期総会・懇親会、7 月ビール会
富岡支店 (31 名)	2 月定期総会・懇親会、7 月ビール会、10 月親睦旅行、 12 月忘年会

■ 総代会について

1. 総代会の仕組み（役割）

(1) 信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。従って、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

(2) 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

(3) 当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および「総代選挙規程」に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

当組合では地区（選挙区）を9つの区に分け、総代の選出を行っております。

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年で、総代定数は、100人以上110人以内となっております。

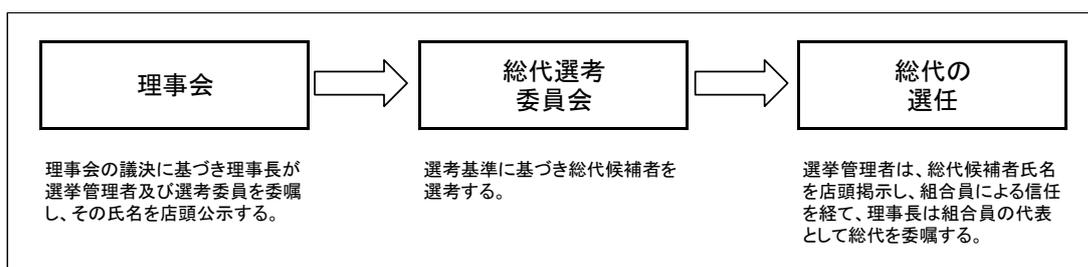
なお、25年3月に任期満了に伴う総代改選を行い、110名の総代を選出しております。

(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 組合員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を組合員が信任する。



3. 総代会の議決事項

第58期通常総代会が、平成26年6月25日午後5時より、ホテル函館ロイヤルで開催されました。

当日は総代現員数106名のうち、出席102名（うち委任状40名）のもと、下記の通り全議案が可決・承認されました。

記

- [監事の監査報告] 平成25年度 監査報告の件
[報告事項] 平成25年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書の件

[決議事項]

- 第1号議案 平成25年度 損失処理案の件
 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 平成26年度 事業計画案・収支予算案の件
 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 会計監査人の選任の件
 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。

4. 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(平成26年7月1日現在)

選挙区	総代氏名
第1区 総代定数 9名 総代数 9名	村山ギソー(株)、北船興業(株)、(有)武部板金工業所、北海道冷蔵(株)、マルタケ産業(株)、(株)魚長食品、及能(株)、前側石油(株)、藤井 久美
第2区 総代定数 10名 総代数 10名	(株)高木組、(有)トマホークス、安田ハウジングサービス(株)、辰己商事(株)、(有)神田北洋堂、(株)東宝住宅、(有)日光電気、(有)鈴木洋服店、グットホーム(株)、川原 京子
第3区 総代定数 9名 総代数 9名	函館造船(株)、(有)赤坂葬祭、(有)三上モーター商会、(株)大口船岡商店、函東工業(株)、総合運輸(株)、(有)トキワ自動車工業、(有)中山板金工業所、堀 清光
第4区 総代定数 12名 総代数 12名	(有)中沢宅建、(有)永興公司、(株)さわぐち、函館交通(株)、東日本交易(株)、(有)不動産企画ウィル、西野 鷹志、野村不動産(株)、(株)松友興産、松友オート(株)、三印三浦水産(株)、(株)山崎建設
第5区 総代定数 13名 総代数 11名	本間 俊三、(有)スクール・カドワキ、(株)違カ畑野商店、(有)ツツミ、(有)レックフジ電器、松倉 明代、(株)ミカエル、(株)工樹園、(株)小野寺機器、平原 康宏、(有)ファッションショップジョイ
第6区 総代定数 18名 総代数 17名	大林 俊春、(有)トップバリー、三方設備工業(株)、協和ハウス(有)、成田防災設備(株)、(株)新和、(株)近藤商会、(株)竹田建設、マルカタ道南電気工業(有)、(有)寺岡自動車钣金塗装、(株)村瀬鉄工所、(有)田原建具工業、日東電気工事(株)、(有)ちぐさ、(有)野澤塗工店、(有)澤田製材所、(有)柳町産業
第7区 総代定数 16名 総代数 15名	長谷川 文夫、(株)むうとん、(株)北文、(株)エイワアルミ産業、(有)横岡塗工所、三浦 理、(有)イクタ商事、(有)菊池土木、(株)板橋建設、(株)出戸建設、(株)巧匠堂、五稜石油(株)、(株)カネ昭村田建設、渡辺 良三、(株)みうら保険事務所
第8区 総代定数 13名 総代数 13名	(株)吉田精米店、宮崎 高志、大勇建設(株)、田島緑地前川コルポレーション(株)、岡田 鐵蔵、(有)千秋電気、社会福祉法人民生博愛会、北海アウル石油販売(株)、山田 俊男、齋藤 敏昭、(有)栄運輸、石黒建設(株)、(株)ワタナベホームズ
第9区 総代定数 10名 総代数 10名	八戸 久安、境谷 敏美、(株)丸義小野組、(有)佐々木電気工業所、(株)カクマル山鼻水産、(株)カクシメ松田水産、(株)丸義藤本組、(株)七飯砕石工業、村山 吉治、山川 肇

(敬称略、順不同)

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、理事及び監事の賞与の支払実績はありません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	30	50
監 事	7	8
合計	37	58

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事8名、監事3名です。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事1名5百万円、監事1名2百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

〔ディスクロージャー項目一覧〕

各開示項目は、下記のページに記載しております。

★印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目。

☆印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目。無印は任意開示項目です。

開示項目一覧		ページ
ごあいさつ		1
【概況・組織】		
1	事業方針	1
2	事業の組織 ★	2
3	役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） ★	2
4	店舗一覧（事務所の名称・所在地） ★	2
5	地区	2
6	組合員数（推移・出資金）	2
【主要事業内容】		
7	主要な事業の内容 ★	1
8	信用組合の代理業者 ★	該当なし
【業務に関する事項（主要な経営指標の推移）】		
9	事業の概況 ★	2
10	経常収益 ★	12
11	業務純益	11
12	経常利益（損失） ★	12
13	当期純利益（損失） ★	12
14	出資総額、出資総口数 ★	12
15	純資産額 ★	12
16	総資産額 ★	12
17	預金積金残高 ★	12
18	貸出金残高 ★	12
19	有価証券残高 ★	12
20	単体自己資本比率 ★	12
21	出資配当金（出資配当率） ★	12
22	職員数 ★	12
【主要業務に関する指標】		
23	業務粗利益及び業務粗利益率（粗利益 … 24 一括） ★	11
24	資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支（粗利益 … 23 一括） ★	11

開示項目一覧		ページ
25	資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利鞘 ★ (「資金運用勘定、調達勘定の平均残高等」・「総資金粗利鞘等」)	13
26	受取利息及び支払利息の増減 ★	11
27	役務取引の状況	11
28	その他業務収益の内訳	13
29	経費の内訳	11
30	総資産経常利益率 (総資産利益率 … 31 一括) ★	13
31	総資産当期純利益率 (総資産利益率 … 30 一括) ★	13
【預金に関する指標】		
32	預金種目別平均残高 ★	14
33	預金者別預金残高	14
34	職員 1 人当り預金残高 (常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 45 一括)	12
35	1 店舗当り預金残高 (1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 46 一括)	12
36	定期預金種類別残高 ★	15
【貸出金等に関する指標】		
37	貸出金種類別平均残高 ★	14
38	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 ★	15
39	貸出金金利区分別残高 ★	15
40	貸出金使途別残高 ★	14
41	貸出金業種別残高・構成比 ★	14
42	預貸率【預貸率及び預証率 (期末・期中平均) … 50 一括】 ★	13
43	消費者ローン・住宅ローン残高	14
44	代理貸付残高の内訳	27
45	職員 1 人当り貸出金残高 (常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 34 一括)	12
46	1 店舗当り貸出金残高 (1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 35 一括)	12
【有価証券に関する指標】		
47	商品有価証券の種類別平均残高 ★	該当なし
48	有価証券の種類別平均残高 ★	14
49	有価証券種類別残存期間別残高 ★	15
50	預証率【預貸率及び預証率 (期末・期中平均) … 42 一括】 ★	13

開示項目一覧		ページ
【経営管理体制に関する事項】		
51	法令等遵守の体制 ★	16
52	統合的リスク管理体制 ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ・ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ・ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 ・ 出資等エクスポージャーに関する事項 ・ 金利リスクに関する事項 ・ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 	16・ 18～25
【財産の状況】		
53	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書 ★	3～8
54	リスク管理債権及び同債権に関する保全額 ★ (1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3か月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	26
55	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ★	26～27
56	自己資本の充実の状況について ★ <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本の構成に関する事項 ・ 自己資本の充実度に関する事項 	18～22
57	有価証券、金銭の信託等の評価 ★	13
58	貸倒引当金（期末残高・期中増減額） ★	23
59	貸出金償却の額 ★	14
60	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について（「監査報告書」添付） ☆	9～10
61	会計監査人による監査 ★	9～10
62	代表理事の確認	9
【その他の業務】		
63	内国為替取扱実績	27
64	手数料一覧	28
【その他】		
65	トピックス	1
66	苦情処理措置・紛争解決措置	17

開示項目一覧		ページ
67	沿革・歩み	1
68	継続企業の前提の疑義 ★	該当なし
69	総代会について ☆	34～35
70	報酬体系について ☆	36
71	「しんくみ友の会」の活動状況	33
【地域貢献に関する事項】		
72	地域貢献（社会貢献活動） ☆	29
73	地域貢献（融資を通じた地域貢献） ☆	29～31
74	地域密着型金融機関の取り組みについて	31～32
75	中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み ★	32

函館商工信用組合

〒040-0033

函館市千歳町9番6号

電話 0138-23-2101

FAX 0138-26-6036